三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ原一〇〇の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市下出字経塚田一七五二の四

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第二百六十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百二十八号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年十二月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

災害名	地域	指定の期間
平成二十七年口永良部島（新岳）の噴火による災害	鹿児島県屋久島町	平成二十七年五月二十九日から平成二十八年三月十七日まで

○農林水産省告示第二千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市入谷字裏向口九九、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇二の一から一〇二の三まで、一〇四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県富山市庵谷字大谷二五の一、二六、猪谷字坂附場一、字三ケ天一、字東大洞一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十二月十八日から施行する。

平成二十七年十二月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからレまでをニからタまでとする。

○経済産業省告示第二百六十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十二月十八日から施行する。

平成二十七年十二月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

第二号中ハを削り、ニをハとし、ホからレまでをニからタまでとする。

○国土交通省告示第千二百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県南陽市川樋

字中沢　九八八番　一号及び十二号

九八六番一　八号

字南沢　三七〇七番一　二号

三七〇六番三　三号

三七〇六番二　四号

三七〇六番一　五号

三七〇五番二　六号

三六九六番一　七号

三六九一番一　九号

三六九〇番一　十号

三六九〇番二　十一号

○国土交通省告示第千二百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金波美沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和六十一年建設省告示第六百六十四号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県上野原市秋山

字カナハミ　一一二四番一　一号から三号まで

一一二二番一　四号及び五号

一〇八二番　六号から九号まで

一〇八三番　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南俣川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成二十年国土交通省告示第千百九十八号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡南部町成島

字大埜　五〇八〇番一　一号

五〇三九番　二号

四九七二番　三号

四九七三番　四号

四六〇七番　五号

四六〇六番　六号

四六〇五番　七号

四六〇四番一　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳原沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南都留郡山中湖村平野

字吉政　六〇八番一　一号から十五号まで